

決算報告書

第2期

自 2016年 4月 1日
至 2017年 3月31日

ACAS

一般社団法人新CAS協議会

貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	9,526,829	6,016,886	3,509,943
未収会費	405,000,000	-	405,000,000
前払費用	1,179,252	777,600	401,652
流動資産合計	415,706,081	6,794,486	408,911,595
2 固定資産			
(1)その他固定資産			
建物附属設備	1,472,625	313,146	1,159,479
リース資産	9,729,299	-	9,729,299
敷金	12,598,800	1,440,000	11,158,800
その他固定資産合計	23,800,724	1,753,146	22,047,578
固定資産合計	23,800,724	1,753,146	22,047,578
資産合計	439,506,805	8,547,632	430,959,173
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	405,614,092	156,772	405,457,320
未払費用	5,665,561	1,422,407	4,243,154
預り金	448,838	343,170	105,668
リース債務	2,152,200	-	2,152,200
流動負債合計	413,880,691	1,922,349	411,958,342
2 固定負債			
リース債務	7,513,898	-	7,513,898
固定負債合計	7,513,898	-	7,513,898
負債合計	421,394,589	1,922,349	419,472,240
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	-	-	-
2 一般正味財産	18,112,216	6,625,283	11,486,933
正味財産合計	18,112,216	6,625,283	11,486,933
負債及び正味財産合計	439,506,805	8,547,632	430,959,173

正味財産増減計算書

2016年4月1日から2017年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	1,018,360,000	32,000,000	986,360,000
正会員受取会費	1,018,360,000	32,000,000	986,360,000
雑収益	385	1,151	△ 766
受取利息	385	1,151	△ 766
経常収益計	1,018,360,385	32,001,151	986,359,234
(2) 経常費用			
事業費			
出向者負担金	22,500,000	9,000,000	13,500,000
法定福利費	130,502	69,569	60,933
荷造運賃費	48,533	-	48,533
広告宣伝費	201,150	-	201,150
渉外費	54,655	-	54,655
会議費	235,874	65,096	170,778
旅費交通費	61,597	171,743	△ 110,146
通信費	889,170	1,530	887,640
備品消耗品費	1,956,858	-	1,956,858
修繕費	318,547	-	318,547
新聞図書費	242,944	-	242,944
諸会費	24,000	-	24,000
支払手数料	94,784	15,552	79,232
賃借料	2,902,441	425,925	2,476,516
租税公課	671,975	-	671,975
支払報酬料	3,269,700	486,000	2,783,700
諸謝金	-	1,200,000	△ 1,200,000
外注費	939,766,779	-	939,766,779
支払利息	117,371	-	117,371
地代家賃	8,081,520	-	8,081,520
水道光熱費	48,892	-	48,892
減価償却費	847,351	-	847,351
事業費計	982,464,643	11,435,415	971,029,228
管理費			
出向者負担金	1,500,000	3,000,000	△ 1,500,000
給与手当	7,486,067	2,328,262	5,157,805
通勤交通費	436,730	163,520	273,210
法定福利費	505,256	41,184	464,072
福利厚生費	27,928	-	27,928
荷造運賃費	34,411	-	34,411
広告宣伝費	120,690	108,000	12,690
渉外費	200,000	116,007	83,993
会議費	-	12,694	△ 12,694
旅費交通費	14,156	34,723	△ 20,567
通信費	536,980	736,259	△ 199,279
備品消耗品費	1,169,713	924,099	245,614
修繕費	191,127	-	191,127
新聞図書費	-	195,680	△ 195,680
支払手数料	86,656	31,834	54,822
賃借料	1,011,212	687,853	323,359
租税公課	164,475	174,850	△ 10,375
支払報酬料	4,715,781	596,274	4,119,507
外注費	178,690	77,760	100,930
支払利息	70,421	-	70,421
地代家賃	4,848,912	4,665,600	183,312
水道光熱費	29,329	-	29,329
減価償却費	508,399	10,854	497,545
管理費計	23,836,933	13,905,453	9,931,480
経常費用計	1,006,301,576	25,340,868	980,960,708
当期経常増減額	12,058,809	6,660,283	5,398,526
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
固定資産除去損	501,876	-	501,876
建物附属設備除去損	501,876	-	501,876
経常外費用計	501,876	-	501,876
当期経常外増減額	△ 501,876	-	△ 501,876
税引前当期一般正味財産増減額	11,556,933	6,660,283	4,896,650
法人税、住民税及び事業税	70,000	35,000	35,000
当期一般正味財産増減額	11,486,933	6,625,283	4,861,650
一般正味財産期首残高	6,625,283	-	6,625,283
一般正味財産期末残高	18,112,216	6,625,283	11,486,933
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	18,112,216	6,625,283	11,486,933

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存期間を零とする定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
建物附属設備	1,532,520	59,895	1,472,625
リース資産	11,014,300	1,285,001	9,729,299
合 計	12,546,820	1,344,896	11,201,924

附属明細書

該当事項なし

監 査 報 告 書

一般社団法人新C A S協議会
代表理事 坂本 忠宣 殿

平成29年5月15日
一般社団法人新C A S協議会
監 事 清水 武

私監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の業務監査及び会計監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事ないし使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会等重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けました。

また、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が適正な監査を実施しているかを検証しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

以上